

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年 6 月28日

**【会社名】** 井関農機株式会社

**【英訳名】** ISEKI & CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 木村 典之

**【本店の所在の場所】** 愛媛県松山市馬木町700番地  
(同所は登記上の本店所在地であり実際の本店業務は下記の場  
所で行っております。)

**【電話番号】** 03-5604-7602

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 徳永 政弘

**【最寄りの連絡場所】** 当社本社事務所  
東京都荒川区西日暮里 5 丁目 3 番14号

**【電話番号】** 03-5604-7602

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 徳永 政弘

**【縦覧に供する場所】** 井関農機株式会社本社事務所  
(東京都荒川区西日暮里 5 丁目 3 番14号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額689,243,946円

ロ 効力発生日

平成25年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役との責任限定契約を締結できる旨の規定、第27条第2項を新設する。

#### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、南健治、木村典之、多田進、菊池昭夫、木下榮一郎、真木康則、

豊田佳之、鎌田寛、新真司、岩崎淳の各氏を選任する。

なお、岩崎淳氏は社外取締役であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、槻谷俊文、木元誠剛の両氏を選任する。

なお、槻谷俊文、木元誠剛の両氏は社外監査役であります。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額3,000万円以内（うち、社外取締役分は月額150万円以内）に改定する。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	151,710	485	64	(注) 1	可決 99.6
第2号議案 定款一部変更の件	152,030	166	64	(注) 2	可決 99.8
第3号議案 取締役10名選任の件					
南 健治	148,509	3,684	64	(注) 1	可決 97.5
木村 典之	150,870	1,323	64		可決 99.0
多田 進	150,841	1,352	64		可決 99.0
菊池 昭夫	150,853	1,340	64		可決 99.0
木下 榮一郎	150,852	1,341	64		可決 99.0
真木 康則	150,831	1,362	64		可決 99.0
豊田 佳之	150,843	1,350	64		可決 99.0
鎌田 寛	150,849	1,344	64		可決 99.0
新 真司	150,697	1,496	64		可決 98.9
岩崎 淳	139,652	12,541	64		可決 91.7
第4号議案 監査役2名選任の件					
槻谷 俊文	141,489	10,624	64	(注) 1	可決 92.9
木元 誠剛	140,912	11,201	64		可決 92.5
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	151,360	835	64	(注) 1	可決 99.4

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。